

平成 30 年 6 月 吉日

お客様各位

中通遠洋コンテナライン株式会社  
営業部 輸出カスタマーチーム

中国版 24 時間ルール(CN24)に関するお知らせ (訂正) ④

拝啓 貴社益々ご清栄のこととお慶び申し上げます。  
平素は格別なご高配を賜り厚く御礼申し上げます。

さて、この度中国税関当局 2017 年第 56 号令に基づき 2018 年 6 月 1 日より日本発中国向け貨物のマニフェスト提出に関し調整を行っております。

この度は B/L 面上の記載方法に対するの補足を加えさせていただきました。  
下記をご参照の上、ご対応頂きます様ご協力の程、宜しくお願い致します。

敬具

記

1. Shipper Code (社会法人番号、LEI コード、CIK コードのいずれか)  
SH : 9999 + 社会法人番号 13 桁 (前後にスペースを入れしないでください)  
Consignee Code (統一社会信用コード、組織機構コードのいずれか)  
CN : USCI + 18 桁の番号 (前後にスペースを入れしないでください)  
CN : OC + 9 桁の番号 (前後にスペースを入れしないでください )  
Consignee が To order/ To order of ... の場合は Notify Party のコードにて  
N1 : USCI + 18 桁の番号 (前後にスペースを入れしないでください)  
N1 : OC + 9 桁の番号 (前後にスペースを入れしないでください)

DOCK RECEIPT、ACL の Description 欄 最下部へのご入力をお願いします。  
その際、番号だけではなく上記の形式にてご記入いただきますようご留意下さい。  
DESCRIPTION 欄最下部に入力いただいたこれらの情報はマニフェストのみに反映されるものであり、B/L 面上には記載されませんので予めご了承願います。

尚、DOCK RECEIPT、ACL の SHIPPER/NOTIFY/CONSIGNEE 欄にコードを記載している場合であっても上記情報は必ず DESCRIPTION 欄へ別途ご記入下さいますよう、ご協力の程、お願い申し上げます。

\* 顧客 CODE をご提供頂けない場合は、中国側で通関が切れず積戻しされる可能性もありますので 予めご注意ください。

## 2. HEADER 欄への記載要求事項

=SHIPPER=

住所+電話番号・FAX 番号・メールアドレス等  
AEO NO. : あれば記載

=CONSIGNEE= (TO ORDER の場合は不要)

住所+電話番号・FAX 番号・メールアドレス等  
連絡先担当者名  
AEO NO. : あれば記載

=NOTIFY PARTY= (CONSIGNEE が TO ORDER の場合は必須)

住所+電話番号・FAX 番号・メールアドレス等  
連絡先担当者名  
AEO NO. : あれば記載

\* AEO の記載はスムーズな通関の為に中国税関から記載を推奨されています。

## 3. 正しい品目名の記載、総称は不可 (品目例: 下記リストをご参照下さい)

税関による品目確認の際のシステムに字数制限があります。 現地での通関に支障をきたさないように、可能な限り具体的な品目名を先ず最初に記載する事をお勧めします。

詳しい情報は 下記中国海税総署のホームページをご参照下さい。

<http://www.customs.gov.cn/customs/302249/302266/302269/747050/index.html>

尚、本件は中国税関当局からの指示に基づき運用開始しておりますが、今後も修正、変更があればその指示に従うものでありますこと、予めご了承お願いいたします。

ご質問等は、弊社営業担当、或いは 輸出カスタマーサービスへお問い合わせお願いいたします。

営業部 03-6226-6002 輸出 CS チーム 03-6226-6002  
以上